

第1回山二留守家庭児童育成室運営業務委託に係る運営業務委託説明会 要旨

【開催日時】

令和3年12月11日（土） 午後7時00分～午後8時30分

【市出席者】

道場 地域教育部長、堀 地域教育部次長、岡本 放課後子ども育成室参事、
山根 同参事、山下 同主幹、黒木 同主査

1 【運営業務委託の概要説明】

留守家庭児童育成室の運営を民間委託する目的として、対象学年を年次的に拡大し、6年生までを対象とすることと、開室時間の延長等、社会的ニーズに対応することがあります。

現状につきましては、平成29年度に対象学年を4年生まで拡大したものの、想定を超える利用児童数の増加に伴い、配置する指導員が不足し、待機児童が生じる状態であり、当分の間は、4年生までの受入れと安定した育成室の運営に専念することとしています。

開室時間の延長については、令和3年度をもって市内全36育成室の内、12か所の運営業務を委託し、指導員を確保するとともに、委託育成室におきましては、午後7時までの開室時間の延長を実現しているところです。

更に民間委託を進める必要性についてですが、保護者の方々の就労支援の観点等から待機児童を発生させないことを念頭に、増加している入室児童を受け入れるための指導員の確保を目的としているものです。

指導員の確保につきましては、昨年度は6回採用試験を行い、ハローワーク等への求人登録もし、また、昨年度から人材紹介サービスも活用しておりますが、毎年度、転職や引っ越しなどの理由で採用者数と同じぐらいの退職者がいますので、指導員の欠員解消には至っていません。

一方で、指導員の確保策の一つである運営委託による効果は、12か所の育成室の運営業務委託によって指導員59人分の確保と同じ効果を生んでいます。

しかしながら、増加している入室児童数に対して、現状でもなお直営育成室においては、40人以上の指導員の欠員状況にあり、待機児童を最小限に抑えるためにも、次の方策を進めていく必要があると考えています。現在の指導員数は101人で、令和5年度以降、毎年2か所ずつ運営業務委託を進めることによって、仮に現状の指導員数で推移したとしても令和8年度の入室児童数の見込みに対する必要な指導員数は98

人となり、欠員の解消が見込めることとなります。

これは、現在見込んでいる児童数であるため、今後変動する可能性はあります。それによって業務委託を進める育成室数についても前後する可能性はありますが、まずは、毎年2か所の育成室の運營業務委託を進め、4年間、令和8年度までで、8か所の運營業務委託を進めてまいります。

次に、民間委託の効果について、令和3年4月の時点で、12育成室の運營業務を委託しており、教室数の総数が39、入室児童数が1,420人で、その運営に伴う必要な指導員数は59人、補助員や要配慮児童に係る加配配置人数も含めると107人分の職員確保と同じ効果となっています。

続いて、社会的ニーズへの対応ですが、延長保育時間については、現在午後6時30分から30分長い午後7時までとなっており、また、夏休みなどの長期休業期間中の開室を午前8時30分から午前8時とするモデル事業を4か所の委託育成室で今年度の夏休みから実施しているところで、令和4年度に運営事業者を募集する予定の山二育成室においては、長期休業期間中においては午前8時からの開室を公募の条件とする予定です。

続いて、委託事業者が独自で実施している事業の一例を紹介します。昼食提供等について、保護者の方々の支援の一環で、長期休業中に週1回、また、始業式や終業式などの短縮授業の日に、お弁当やカレー、サンドイッチなどを配達してもらい昼食提供している育成室や、ご飯などの主食とレトルト食品を児童が持参して、職員がそのレトルト食品を湯煎している育成室もあります。また、英語レッスンやそろばん教室、コロナ禍で中止とはなっていますが、留学生との交流や事業者が所有する施設を活用した読み聞かせやカラオケ大会など事業者独自の取組も行われており、これらの取組はサービスの向上につながっているものと分析、評価しているところです。

では、民間委託すれば一体何が変わるかというところで、実施主体につきましては、直営でも委託でも吹田市となります。運営のみを委託しますので、運営主体はそれぞれ市と事業者に分かれます。民営化ではなく民間委託となりますので、吹田市が作成する仕様書に基づいた運営をしてまいります。指導員の配置や業務内容、安全衛生管理、事故発生時の対応など仕様書に明記しており、基本的には直営と同様の保育内容で運営します。配慮が必要な児童への加配数も引き続き市が決定し、巡回につきましても、引き続き市のスーパーバイザーが状況確認し、必要に応じてアドバイスを行ってまいります。また、今まで実施してきた取組やイベントなどを含めて、まずは直営の内容をそのまま引継ぐようお願いしています。

使用料の徴収については、直営、委託ともに今までどおり市が行いますので、金額や支払方法の変更はありませんが、おやつ提供やおやつ代の徴収については、委託事業者が実施することとなり、提供するおやつの種類や量など、保護者の方々のニーズに合わせて対応ができるようになります。金額は今の月2,000円の水準でお願いす

ることとなり、お支払いは保護者様と事業者とで直接のやり取りとなります。また、おやつ代の徴収と合わせて、これまで保護者会が集金していた教材費、けん玉やクッキングの食材費などの徴収も事業者にしていただくこともでき、保護者会の負担軽減にも繋がると考えています。

空調設備の修繕などの施設管理や警備関係の契約、児童が怪我をしたときの賠償責任や傷害保険などは引き続き市で行います。怪我の緊急対応は委託事業者が行いますが、市にも連絡が入りますし、怪我の補償などの最終責任は実施責任者である吹田市となります。

開室時間については、延長保育は午後7時まで、夏休み等の長期休業期間中の開室開始時間は午前8時からを公募の条件として、開室時間を延長する予定です。

続いて、委託している育成室の運営状況の評価について、先ほど説明しましたように実施責任は吹田市となりますので、育成室の運営状況を把握し、必要に応じて指導や改善を求めていくこととなります。月例及び年次報告や市職員による巡回、保護者アンケートなどから市では毎年度評価を行っており、市のホームページに公表しています。評価の方法ですが、委託事業者との当初の契約期間は3年間であり、委託開始1年目については学期ごとの計3回、2年目は1学期終わりと年度末の計2回、3年目は年度末1回の保護者アンケートを行っております。また、市職員による現場確認や巡回報告、保護者アンケートの結果等を踏まえて市による評価を行い、3年目については、後ほど御説明させていただきますが、吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会という第三者で構成された附属機関による契約更新の有無を踏まえた評価をいたします。

その附属機関において、契約書や仕様書の履行状況、事業目的を踏まえた保育や運営状況について、判定基準を超える評価となれば、再度5年間の契約更新となり、以降は、年1回の保護者アンケートと最終年度には附属機関による評価をしていきます。

アンケートの項目やその他の育成室のアンケート結果などについては、本市ホームページ内の放課後子ども育成室のページで御覧いただくことができます。

次に、なぜ山二育成室が対象となったのかということですが、業務委託する育成室の選定に当たっては、次の4つの指標で選定をしています。1点目は、令和5年度以降に、3教室以上での運営が見込まれており、指導員の欠員解消に一定の効果があることです。これは、早期の指導員の欠員解消を目指すためには、1教室しかない育成室を業務委託しても効果としては薄いと考えており、ある程度の規模の育成室を選定する必要があるためこの指標を設けています。

山二育成室については、現在、4教室からなる育成室棟の増築工事を行っており、令和5年度からは新育成室での運営となり、入室児童数の見込みは150人となっています。

2点目に、運営する教室が確保できており、安定した運営ができることです。安定

した運営を行うために、将来的に教室確保の見通しが立っていることを指標としています。山二育成室については、令和5年度から4教室からなる育成室の専用棟で運営しますので、そういったところをここの指標で考慮しています。

3点目に、運営を委託した後に、教室数の大幅な増減を伴う入室児童数の変動や、現時点で運営する教室が不確定でないことです。こちらは、教室数が増減するほどの入室児童数の大幅な増減がありますと、事業者の雇用の面で負担がかかることとなります。また、小学校の児童数増加による普通教室の増加に伴い、育成室として使用する教室がたびたび変更となると、安定的な保育が継続して提供できなくなるため、この指標を設けています。山二育成室におきましては、入室児童数が増える見込みではありませんが、育成室として使用する教室の見込みはありますので、現時点では、運営する教室が不確定といった状況ではありません。

最後4点目に、公共交通の利便性が良く、社会福祉法人を含む、幅広い事業者の応募が期待できる立地であることです。駅近であることは求人する上で非常に好条件であり、職員を募集すれば需要も高く、良い人材を人選して採用できることから、幅広く、より多くの事業者からの応募を見込んで、より良い事業者を選定するための指標です。

山二育成室は、JR千里丘駅からも近く、また、近くで保育園や認定こども園を運営している社会福祉法人もありますので、複数の事業者からの応募を見込んでいます。

以上4点の選定基準を満たしている、山二育成室を選定しました。

これからの進め方で、スケジュールの案として、本日の第1回説明会の後、年明けの1月下旬から2月頃に2回目の説明会を開催したいと考えています。次の説明会では、事業者の公募に関する募集要領や業務仕様書の案についての御説明と、本日この後お時間を設けています質疑において出た御質問に対する回答などを予定しています。

なお、委託事業者の選定に当たっては、令和4年度の4月から7月頃にかけて事業者を公募、選定しまして、8月頃には事業者の御紹介をさせていただきたいと考えています。その後、10月以降に引継保育の開始を検討しており、令和5年4月から運営業務委託を開始することを予定しています。

令和2年度までの進め方から変更した点としまして、まず、これまでは8月頃に委託候補とする育成室を決定し、半年間で事業者の公募から選定、引継保育を行い、翌年の4月には運營業務委託を開始していました。順に一つずつ御説明させていただきます。

一つ目ですが、より良い事業者を選定できるよう、多くの事業者が応募しやすい時期に公募します。多くの法人が翌年度以降の事業を計画するには1年前ぐらいから計画を立てることが基本であることから、委託を開始する前年度当初から公募を開始するものです。

二つ目ですが、委託事業者を早く決定することで、余裕を持った求人、指導員確保が可能となります。一つ目と同様に、事業者が前年度の早い段階から計画を立てることで、求人についても余裕を持って行うことができ、必要な指導員を確実に確保し、より良い人材を採用することができると考えています。

最後に三つ目、引継保育期間を最大6か月とすることを検討しています。

事業者の決定を早期に行うことで、新しい指導員が保護者の方々、お子様と信頼関係を徐々に構築していきながら引継保育を実施することができるものと考えています。

次に、どのように事業者を選定するのかについてですが、吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会という附属機関で、委員構成は、学識経験者として2名以内、教育関係者又は児童福祉関係者として1名以内、公認会計士等の会計に関して知識、経験を有する者として1名以内、吹田市立小学校の校長として1名以内の計5名で構成されています。

また、特別委員としまして、委託予定の育成室の保護者の方2名以内の参画をお願いしています。来年の4月下旬から5月頃に調整をさせていただく予定です。

最後に、公募につきましては、令和4年4月から5月にかけて事業者を募集する予定です。経験不足によって運営が立ち行かないことを防ぐために応募できる事業者の条件を設けさせていただいており、保育所や認定こども園、幼稚園など児童の保育又は教育の分野に係る事業、放課後児童クラブや一時預かり事業など児童の福祉や健全育成又は子育て支援の分野に係る事業、青少年活動団体などの青少年教育施設等における青少年活動の分野に係る事業の運営実績がある法人としています。

一次審査につきましては、6月～7月頃に応募事業者から提出のあった書類をもって審議を行い、各委員に採点していただきます。

二次審査につきましては、7月頃に事業者によるプレゼンテーション、各委員から事業者へのヒアリングを行い、各委員に採点していただきます。

その後、7月から8月頃に事業者が決定するスケジュールを予定しております。

特別委員となられる保護者の方は、一次審査と二次審査に参画していただくこととなり、応募書類の確認や審査していただく上で、応募事業者数によっては長時間の従事も予想されます。

2【事前質問への回答】

配付資料のとおり

3【質疑応答】

保護者：引継期間は最大6か月とありますが、減る可能性はありますか。最低6か月は実施していただきたいと思っています。引継ぎの人数・頻度など、内容の詳細

細を教えてください。

吹田市：事業者による指導員の確保状況にもよるため、最大6か月という記載をしていますが、主任指導員、学級担任、配慮を要する児童への加配配置となる予定の職員に対しては、可能な限り十分な引継ぎを受けていただくよう事業者と調整していきたいと考えています。

具体的な引継ぎの内容については、現在の直営の指導員とともに保育に入っただけであることを考えています。実際に保育に携わっていただいて、児童との関係を構築してもらいたいと考えています。

保護者：引継保育の頻度について、最大6か月とあるが、毎日なのか、週1回なのか教えてください。

吹田市：頻度については、これまでの20日以上かつ80時間以上という基準を最低ラインとして、今回、引継期間を延ばしていますので、これまで以上の引継保育ができるものと考えています。

現在80時間以上という基準を設けていますが、これまでの実績として、事業者によっては120時間程度の引継保育を実施しています。一日中保育に入っているというわけではなく、一日に2時間だけという日もあります。最初は週1回など徐々に引継ぎに入っただけ、2月、3月には毎日入っただけのように考えています。

保護者：引継保育について、現在3クラスありますが各クラスで引継保育を実施していただけるのか。引継保育に来られた方が委託後の4月以降も必ず勤務していただけるのか。

吹田市：各クラスに20日以上かつ80時間以上という基準がありますので、各クラスに引継職員が入ることになります。必ずしも各クラスに引継ぎに入る職員がそのクラスの担任になるとは限りませんが、主任指導員については、全てのクラスに入っただけで引継保育を行っていただきます。

次に、引継保育に入った職員が委託後の4月以降も勤務するという確約については、雇用関係などもありますので仕様書に明記することはできませんが、事業者決定後に保護者様との懇談会などで指導員の確保状況や引継方針などを確認することができます。基本的に代える前提で引継保育に参加させる事業者はありませんので、4月以降も働く前提で引継保育に入っただけということになります。これまで4月に入ってすぐに辞めてしまった事例はありましたが、基本的には引継ぎした方が4月以降もそのまま働いていただいています。

保護者：1点目、運営についてお願いになりますが、独自事業などの説明がありましたが、サービスの内容がいくら良くなったとしても、今、山二育成室で大事にされている、子ども達が自主的に決めて行っていく行事の中身の部分が引

き継がれるのか。行事の外側だけ引き継いでもらっても、中身を子どもたちが受け身になってしまうと、これまで引き継がれてきた山二育成室の文化というものが無くなってしまうのではと懸念しています。引継ぎの中で、サービス提供者と子どもたちが一方通行なものにならないように声かけをお願いしたいです。

2点目、性犯罪歴の確認をどうするのかという質問に対して、仕様書に明記すると回答がありましたが、それだけでは不安です。他の手段で確認はしないのですか。

吹田市：一点目の独自事業については、あくまで保護者様と協議しながら行っていく事業となります。山二育成室の文化についても、仕様書に明記していますとおり基本的にはそのまま引継いでいただくものとなっています。引継保育では、イベントなどにも実際に携わりながら、どういう形で直営の指導員が児童と関わっているか、ねらいや目的なども共有しながら引継ぎを行っていきたいと思います。

二点目の性犯罪歴の確認についてですが、市では、履歴書に犯罪履歴の記載欄を設けるとともに、必ずヒアリングを通して性犯罪歴がないか確認しています。また、事業者も同様の対応を行っているとお聞きしています。

保護者：令和4年6月～7月頃に委託事業者を決定するとありますが、選定の結果、委託事業者が決まらなければ、これらのスケジュールは一年ずれることになるのでしょうか。

吹田市：委託事業者が決まらなかった場合は、令和5年度からの委託はできませんので、改めて来年ということにはなりますが、令和6年度からの民間委託候補の育成室については、まだ選定していませんので、再度、山二育成室が選ばれるとは決まっていません。その時点でふさわしい育成室を選定していきますので、仮に山二育成室が選定された場合は、同様のスケジュールとなる予定です。

保護者：引継期間についてですが、新たに配置される方全員が引継保育に入られるのか、また、事業者の体制が整わず、仕様書記載の引継日数・時間を満たせなかった場合でも4月から委託するのか。

吹田市：必ずしも全員同じ人が入るわけではありません。20日以上かつ80時間以上という要件がありますので、基本的には、主任指導員は入っていただくことにはなりますが、担任などは、委託事業者による指導員の確保状況によっては3月からの引継ぎという可能性もあります。人が確保できず、仕様書を満たさなかった場合は、改めて4月以降の引継ぎなどの検討はできると考えています。

保護者：この20日以上かつ80時間以上で引継ぎに必ず入るのは数人ということですか。主任指導員と担任だけが絶対の条件ということですかよね。

吹田市：各クラスに20日以上かつ80時間以上という基準を設ける予定としていますの

で、山二育成室においては、3人は引継保育に入ることになります。引継ぎに担任が必ず入るかは確約できませんが、市としてもお願いしますし、保護者様との懇談会の時にも伝えていただければと思います。

保護者：特別委員についてですが、公務員として従事することになりますと資料に記載がありますが、具体的にどういうことでしょうか。

吹田市：特別委員2名ということで選定委員会に参画していただく予定としています。附属機関は、吹田市が委嘱し中立的な立場で事業者を審査していただく機関となり、審査に当たっては公平・公正な審査を行っていただきますので吹田市職員として任命させていただきます。

保護者：報酬などがあるということですか。

吹田市：そのとおりです。

保護者：令和3年度委託運営を開始した育成室の保護者の方から、直営の時の指導員が半数以上委託事業者に転職されたため、子どもも保護者も安心して預けられたと聞きました。事前質問への回答でも、直営指導員が委託事業者での勤務を希望する場合は、転職することを妨げるものではありません、と書かれています。もし御存じであれば経過をお伺いしたいです。

吹田市：まず、民間委託の目的は指導員確保となりますので、市としては、直営指導員の皆さんには引き続き市で勤務していただきたいと思っています。委託事業者への転職の経過としては、指導員によっては、引き続き同じ育成室で働きたいので、委託事業者への転職を選ばれた指導員もいました。

保護者：民間委託が人員不足の解消につながるということに疑問があります。職員の採用基準について、直営の採用基準に基づいて、民間でも採用していただけるのか。また、民間であればフルタイム雇用ができる事例として、午前中保育園で勤務し、午後から育成室で勤務しているとありましたが、かなり負担なのではないかと思います。これまでの事業者の中でハードワークだったため、辞められたなどはありますか。

吹田市：吹田市の採用基準については、基本的には、有資格者かどうか基準になりますので、委託事業者でも同じような基準で採用はされています。また、書類だけではなく、面接を通して人柄なども見て採用していると聞いています。

保育園と兼務している職員については、フルタイムでの雇用を求めている方が、育成室と保育園を兼務していると聞いていますので、保育園と兼務したから辞めるということではなく、フルタイムでの雇用を希望している職員が現在も長く働いている状況と認識しています。

保護者：事業者の募集方法について、近隣の社会福祉法人などにお声かけをされるのか、ホームページに掲載するだけなのかお伺いしたいです。

吹田市：近隣の保育園などの運営事業者には声を掛けさせていただきたいと考えてお

りますし、それだけではなく、幅広く声をかけて複数の事業者から応募していただけるようにしていきたいと考えています。

他に質問がなければ、本日の説明会を終了します。

(終了)